

〈教育報告〉

平成20年度専門課程Ⅰ

保健福祉行政管理分野（本科）

通学路におけるたばこ自動販売機の設置・広告に関する調査

笠松恒司

A Survey on Placement of Cigarette-Vending Machines around Junior and Senior High schools

Koji KASAMATSU

Abstract

Objectives: The purpose of this survey is to prevent minors from smoking and to study how cigarette-vending machines and tobacco advertising needs to be restricted around junior and senior high schools in Japan.

Methods: School roads within 100 meters of the 6 Tokyo Metropolitan high schools and the 9 city-run junior high schools from Tokyo Metropolitan high schools and city-run junior high schools in a medical care service area were surveyed. The main school roads of the 2 high schools from the 6 high schools were studied from the nearest station to the main school gate.

Results: The number of the schools where cigarette-vending machines exist was 4 from 9 junior high schools, so 5 from 6 senior high schools on school road within 100 meters. A cigarette-vending machine per 114.6 meters and other a cigarette-vending machine per 85.6 meters exist in the main school road of the 2 high schools. In all the 20 placements which cigarette-vending machines exist, there were tobacco advertising stickers on these machines. There were tobacco advertisings which had a high level of visibility in the 19 of the 20 placements which cigarette-vending machines exist.

Conclusion: Cigarette-vending-machines and tobacco advertising exist around junior and senior high schools in Japan. To prevent further minors from smoking need to be more limited about the position and advertising related cigarette-vending machines in the school zone in Japan.

keywords: prevention minors from smoking, tobacco, advertising, vending machine, school zone

Thesis Advisors: Itsuro YOSHIMI, Tomofumi SONE

I. 目的

日本では、未成年の喫煙は禁止されている。平成20年に成人識別カードtasポカードが導入され、未成年者は、原則、自動販売機からたばこの購入ができなくなった。海外では、たばこの自動販売機が禁止されている国が多くあり、たばこの箱を並べて販売することも禁止されている国もある。

日本で、たばこの広告については、未成年者の喫煙防止への配慮のなかで広告場所を選ぶなど広告方法に配慮することになっている。たばこを購入する前の段階の、たばこについて関心を持つ段階に対しての対策についても考えることは大切である。

日本における未成年者喫煙防止の観点から、通学路など高等学校・中学校周辺でのたばこ自動販売機設置状況と設置箇所での広告の状況を調査し、たばこ自動販売機の設置・広告を規制する必要性について検討する。

II. 方法

東京都下1保健医療圏にある178校の学校の中から都立高等学校6校、市立中学校9校について、特に学校の敷地から100メートル以内で通学路を徒歩にて調査した。この調査の結果より、たばこ自動販売機の台数が多い都立高等学校6校の内2校については、さらに、最寄り駅から学校正門までの主に利用される通学路についても調査を行った。

指導教官： 吉見逸郎（研究情報センター）
曾根智史（公衆衛生政策部）

通学路のたばこ自動販売機の設置箇所と台数の評価として学校ごとにたばこ自動販売機設置箇所の合計と台数の合計を計算した。たばこ自動販売機等を活用した販売点・販売促進点（POS/POP）広告状況の評価として1地点ごとに、たばこ自動販売機における、たばこ広告の状況をデジタルカメラで記録した。

最寄りの駅から学校の正門までを調査を行った学校については、距離を地図上で測定し学校ごとに通学路に何メートルごとにたばこ自動販売機が1台あるか計算した。

今回の調査で判明した全たばこ自動販売機設置箇所において、10メートル離れても視認できるたばこ広告の調査を行った。

Ⅲ. 結果

学校の敷地から100メートル以内で屋外のたばこ自動販売機の設置箇所、台数は、中学校は、9校中4校で、高等

表1. 学校から100メートルの範囲の通学路でのたばこ自動販売機とたばこ対面販売所と広告の状況

学校名	たばこ自動販売機設置箇所(箇所)	たばこ自動販売機台数(台)	たばこ対面販売所(箇所)	たばこ自動販売機本体に広告あり(箇所)	たばこ自動販売機本体以外に広告あり(箇所)
A 中学校	1	3	1	1	1
B 中学校	2	2	0	2	0
C 中学校	0	0	0	0	0
D 中学校	0	0	0	0	0
E 中学校	0	0	0	0	0
F 中学校	0	0	0	0	0
G 中学校	0	0	0	0	0
H 中学校	1	2	0	1	1
I 中学校	2	6	1	2	1
J 高等学校	1	4	1	1	1
K 高等学校	1	1	0	1	0
L 高等学校	1	2	1	1	1
M 高等学校	2	4	0	2	1
N 高等学校	2	5	1	2	2
O 高等学校	0	0	0	0	0

表2. 高等学校の最寄り駅から高等学校までの通学路でのたばこ自動販売機とたばこ対面販売所と広告の状況

学校名	たばこ自動販売機設置箇所(箇所)	たばこ自動販売機台数(台)	たばこ対面販売所(箇所)	たばこ自動販売機本体に広告あり(箇所)	たばこ自動販売機本体以外に広告あり(箇所)	たばこ自動販売機1台あたりの距離(m/台)
M 高等学校	4	8	0	4	4	114.6
N 高等学校	5	10	2	5	5	85.6

学校は6校中5校であり、中学校で平均0.67箇所/校、1.44台/校、高等学校で平均1.17箇所/校、2.67台/校であった。中学校よりも高等学校に多い結果となった。調査で認められたすべてのたばこ自動販売機設置箇所ではたばこ自動販売機にたばこ広告ステッカーが貼られていた(表1)。

最寄り駅から学校正門までの調査した高等学校2校については、それぞれ114.6メートル/台、85.6メートル/台の割合でたばこ自動販売機があった(表2)。

全たばこ自動販売機設置箇所20箇所中19箇所では10メートル離れても視認できるたばこの広告が存在した(平均4.75/箇所, 最小値0, 最大値14)(表3)。

Ⅳ. 考察

通学路にたばこの自動販売機が設置され、たばこの自動販売機の全面には見本として、数多くのたばこのパッケージが示されていた。また、たばこ広告もたばこのパッケージのデザインを拡大しポスターにしたものが多い。

視認性の高いたばこ広告も多く存在し、たばこ自動販売機は単にたばこを販売する機械だけではなく、たばこの広告塔としての役割も担っていた。

たばこ自動販売機と広告に関し、Wakefieldは、たばこのパッケージが、たばこのブランドイメージに関係していると指摘している。また、Safferらによれば、紙巻きたば

表3. 通学路でのたばこ自動販売機設置箇所において10メートル離れても視認できるたばこ広告の数

区分調査	学校名	たばこ自動販売機設置箇所にある10メートル離れても視認できるたばこ広告の数(枚/箇所)
基本調査	A 中学校	10
	B 中学校	2
	B 中学校	1
	H 中学校	14
	I 中学校	4
	I 中学校	7
	J 高等学校	3
	K 高等学校	0
	L 高等学校	10
	M 高等学校	2
	M 高等学校	5
	N 高等学校	6
	N 高等学校	4
詳細調査追加	M 高等学校	1
	M 高等学校	3
	M 高等学校	2
	N 高等学校	2
	N 高等学校	4
	N 高等学校	5
	N 高等学校	10

この広告および販売促進活動を包括的に禁止した場合、喫煙率は減少すると指摘している。

実際、アメリカ合衆国では、学校や運動場から半径330メートル以内でのたばこ製品の看板の禁止等広告規制が行われている。また、ドイツでは、学校から100メートル以内には今後たばこの掲示をしないことなど自主規制を決めている。

しかし、日本では、学校の近くであっても、通学路にたばこ自動販売機が設置されており、通学路のたばこ自動販

売機には、はり札などによりたばこ広告が行われている。1996年の調査では、毎日喫煙する者の割合は、高校3年男子では25.4%、女子では7.1%に達している。

V. 結論

学校周囲にたばこ自動販売機や広告が存在することが明らかとなった。未成年者喫煙防止の観点から、設置や広告には配慮が必要であり、特に通学路におけるたばこ自動販売機の設置と広告については、規制が必要と考えられた。